

ご存じですか？ 障害者への 各種助成制度

① 特別児童扶養手当

【対象】 Ⅱ 身体または精神に重度または中度障害のある児童（20歳未満を養育している方）
* 詳しくはお問い合わせください。
【支給額】 Ⅱ 月額
▼ 1級（重度） Ⅱ 5万5500円
▼ 2級（中度） Ⅱ 3万3670円
* 障害を支給事由とする年金を受給している方または施設（母子入所を除く）に入所している方は対象外です。

② 障害児福祉手当

【対象】 Ⅱ 20歳未満で重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方
【支給額】 Ⅱ 月額1万4千330円
* 障害を支給事由とする年金を受給している方または施設に入所している方は対象外です。

③ 特別障害者手当

【対象】 Ⅱ 20歳以上で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方
【支給額】 Ⅱ 月額2万6千340円
* 施設に入所の方または3カ月以上継続して病院（老人保健施設など）に入院している方または老人介護手当受給者は対象外です。



福祉タクシー等利用券

【対象】 Ⅱ 次のいずれかに該当する方
▼ 身体障害者手帳1・2級所持者
▼ 通自動車運転免許所持者を含む
▼ 療育手帳A1・A2所持者
▼ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
▼ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する18歳未満の方で、同一世帯に普通自動車運転免許所持者がいない方
【助成額】 Ⅱ 1万円（500円×20枚）
* 本市と契約しているタクシー会社、福祉有償運送車両および甌島定期航路船のみ有効です。
* 施設入所者は対象外です。
【申請方法】 Ⅱ 障害者手帳など印鑑を持参の上、障害・社会福祉課までお越しください。

有料道路の割引

高速料金を支払う際に、手帳の証明箇所を提示すると通常料金が半額となります。
ただし、割引を受けるためには事前登録が必要となります。
* 障害者1人につき1台のみ
【対象】 Ⅱ 次のいずれかに該当する方

【申請に必要なもの】

項目	必要書類など
E T Cを利用しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または療育手帳 自動車検査証または軽自動車届出済証 運転免許証（障害のある方自ら運転される場合）
E T Cを利用する場合	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳または療育手帳 自動車検査証または軽自動車届出済証 運転免許証（障害のある方自ら運転される場合） E T Cカード（障害者本人名義のもの） E T C管理番号が確認できるもの（E T C車載器セットアップ申込書・証明書など）

【申請・問合せ】 = 本庁障害・社会福祉課障害福祉G ☎(23)5111(内線2181・2183)

各種手当所得状況届を提出してください

現在、①、②、③を受給されている方は、本年8月から平成24年7月までの受給資格確認のため、8月上旬発送予定の「所得状況届」の提出が必要で、未提出の場合、8月以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。
【受付期間】 Ⅱ 8月11日（木）から9月9日（金）
* 土・日曜日を除く

身障者用駐車場利用証

（パーキングパーミット制度）

身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方など歩行が困難と認められる方に対して、「身障者用駐車場利用証」が交付されます。

利用証は、北薩地域振興局（川薩保健所内）およびハートピアかごしまで交付を行っています。申請方法、交付対象者などにつきましては、県ホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp>）をご覧ください。お問い合わせください。



▲身障者用駐車場表示板（車内表示用）



▲身障者用駐車場利用証

* 利用証をお持ちでない方は、この制度をご理解の上、身障者用駐車場表示板のある駐車場に駐車しないなど、ご協力をお願いします。
【申請・問合せ】 Ⅱ 北薩地域振興局地域保健福祉課（川薩保健所）☎(23)3165

▼ 身体障害者手帳所持者が運転する場合

▼ 第一種の身体障害者手帳所持者が乗車し、その移動のため介護者が運転する場合
▼ 療育手帳A1・A2所持者が乗車し、その移動のため介護者が運転する場合

【対象自動車の範囲】 Ⅱ 事業用などを除く自動車（障害者本人または三親

等以内の名義の車）

【申請方法】 Ⅱ 左表の必要書類を持って、障害・社会福祉課までお越しください。割引対象である旨の押印および自動車登録番号・有効期限の記載手続きをします。

* 有効期限があります。
* 継続申請や車両変更の際も左表のものが必要となります。